

特定非営利活動法人つづき区民交流協会  
公衆無線LANサービス「Wi-Fi」利用規約

令和3年1月制定

（目的）

第1条 この利用規約は、特定非営利活動法人つづき区民交流協会（以下「協会」という）が管理運営する地区センターおよび都筑多文化・青少年交流プラザ等（以下「施設」という）の利用者の情報の取得及び発信の利便性の向上を図るため、協会が整備した無料公衆無線LANサービス（以下「Wi-Fi」という）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用者）

第2条 協会は、この利用規約に同意した者（以下「利用者」という）に対して、Wi-Fiを提供するものとする。

（サービスの内容）

第3条 施設の利用者は、協会が設置した公衆無線LAN用アクセスポイントを利用してインターネットに接続することができるものとする。

2 Wi-Fi は 1 時間毎にインターネット接続が切断され、長時間の連続使用を制限する。利用者による再接続は可能とし、1日の利用回数は制限しない。

（利用場所及び利用時間）

第4条 Wi-Fi を利用することができる施設及び時間は次のとおりとする。ただし、電波状況や施設の都合により以下の場所、時間内であっても利用できない場合がある。

①利用可能施設

中川西地区センター  
仲町台地区センター  
北山田地区センター  
都筑多文化・青少年交流プラザ  
コミュニティハウス

## ②利用可能時間

利用施設の開館時間内

(料金)

第5条 Wi-Fi の利用料金は無料とする。ただし、インターネットの有料サービスの利用や有料サイトに接続することで発生する料金は利用者が負担する。

(遵守事項等)

第6条 Wi-Fi を利用してインターネットに接続するための情報通信端末(WiFi機能を有するパソコン、スマートフォン等)及びその付属機器等に供給する電源は、利用者が準備する。

2 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)その他関係法令を遵守しなければならない。

(Wi-Fi 利用のリスク)

第7条 Wi-Fi は利便性の向上のために無線区間の暗号化は行っていない。利用者は情報漏洩や不正アクセスの可能性を考え、自己の責任において、セキュリティの確保に努めるものとする。

(利用の停止)

第8条 協会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の Wi-Fi の利用を停止することができる。

- (1) 利用規約の規定に違反した場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると施設が判断した場合

(禁止事項)

第9条 利用者は、Wi-Fi の利用において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者若しくは協会の財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げる行為のほか、他の利用者若しくは協会および施設に不利益若しくは損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (3) 利用者を含める個人、団体を問わず第三者を誹謗中傷する行為

- (4) 公序良俗に反し、若しくは反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくは結び付くおそれのある行為
- (6) 宗教、政治に関する行為、選挙運動、選挙活動、団体の広報活動又はこれに類する行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じ、若しくは本サービスに関連して使用する行為又は提供する行為
- (8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定若しくは不特定多数のものに大量のメールを送信する行為
- (9) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は施設が不適切であると判断する行為

(運用の中止)

第 10 条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に通知することなく Wi-Fi の運用を中止することができる。

- (1) Wi-Fi のシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 地震、洪水、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) Wi-Fi のシステムに係る設備の障害、ネットワークの障害その他やむを得ない事由がある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協会および施設が運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

(免責事項)

第 11 条 協会は、利用者が Wi-Fi を利用して得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性につき、いかなる保証も行わない。

2 Wi-Fi の提供、遅滞、変更、中止又は廃止(第8条による利用の停止及び第10条による運用の中止を含む。)に伴う損害、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のパソコン等のコンピュータウイルス感染等による

被害、データの破損又は漏洩その他本サービスに関連して発生した利用者及び第三者の損害について、協会は、一切責任を負わない。

- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担する。
- 4 Wi-Fi への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。この場合において、Wi-Fi 接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、ウェブブラウザ等によって、Wi-Fi を利用できない場合があっても、協会は、一切責任を負わない。
- 5 利用者が Wi-Fi を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、協会は、一切責任を負わない。
- 6 協会は、Wi-Fi の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のウェブサイトへの接続を制限することができる。

(利用規約の変更)

第 12 条 協会は、利用者の承諾を得ることなく、この利用規約を変更することができるものとする。

附則 この利用規約は、令和3年1月1日から施行する

附則 この利用規約は、令和7年1月1日から施行する

附則 この利用規約は、令和7年7月1日から施行する

## Wi-Fi セキュリティについて

---

本サービスは皆様に簡単にご利用いただけるよう、無線 LAN 端末への事前設定が必要となる WEP 等のセキュリティは使用していません。セキュリティを必要とする通信をされる場合には、VPN(バーチャルプライベートネットワーク)や有料公衆無線 LAN サービスをご利用になる事をお勧めいたします。上記をご理解、ご承諾いただきお客様自身の責任において本サービスをご利用いただくことに同意をお願いいたします。

さらに、本サービスは青少年保護の観点から青少年が利用することが好ましくないと協会が判断するサイト等へのアクセスを制限することがあります。